

松阪市公共施設の LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業 - 公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準 -

1. 基本的な考え方

松阪市公共施設の LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業（以下「本事業」という。）に係る企画提案書に対する評価は、書類審査により行い、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

2. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

松阪市公共施設の LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- ① J-クレジットの認証及び販売に係るスケジュールを提示すること。なお、この場合、本市は、令和 5 年度から令和 8 年度までの間にすべての公共施設の照明を LED 化することとしており、これとの関連を想定してスケジュールを提示すること。
- ② 市が想定している対象施設数は約 200、対象照明の灯数は約 50,000 としたとき、クレジット化した際のクレジットの想定総量及び販売収益を試算し提示すること。また、併せて、クレジットの想定販売価格、想定販売相手先及び販売方法を提示すること。なお、電気事業者別排出係数は、「松阪新電力(株) 0.000109」を用いるものとする。
※ 実際には、200 施設うち約 20%は他の電力事業者からの供給である。
- ③ クレジットの販売収益の還元割合及び還元方法を提示すること。
- ④ 本市は、「松阪市地球温暖化対策実行計画」において、地域の脱炭素化に資する情報を広く発信することとしていることから、これに資する提案があれば積極的に行うこと。
- ⑤ その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に行うこと。

3. 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加申請書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、事業者概要調書及び企画提案書の内容について松阪市公共施設の LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により書類審査を行う。

なお、書面による審査を行う際に、企画提案書の内容について確認が必要だと判断したとき又は疑義が生じたときは、審査委員会から事業者に対して問い合わせることがあることから、事業者はこれに協力するものとする。

3-1. 最優秀提案者の選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。ただし、各評価項目のひとつでも 0 点があった場合は、最優秀提案者の候補としないものとする。

3-2. 総合評価点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点の最も高い者が 2 以上あるときは、審査委員会委員の多数決により最優秀提案者を決定する。

4. 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

4-1. 審査項目及び配点

審査項目は、「2. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」にしたがい、別表1の「各評価の視点」のとおり評価・配点する。

4-2. 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を配点する。

評価基準	付与点	(例) 配分 10 点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0＝10 点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8＝ 8 点
想定した程度の提案である	配分点×0.5	10×0.5＝ 5 点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2＝ 2 点
要件を満たしていない	0	0 点

4-3. 総合評価点

4-2 の評価基準（配分 100 点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

$\text{総合評価点} = \text{各委員の合計点数} \div \text{委員人数（小数点第二位以下切捨）}$

別表 1. 審査項目の評価の視点・配点

審査項目 (2との関連)	評価の視点	配分
事業者の実施体制 (事業者概要調書)	・事業者の実施体制、責任者、役割分担等が明らかになっているか。 ※ J-クレジットプロバイダー登録がされている場合は、5点を加点する。 ※複数の適用方法論を有している場合は、5点を加点する。	10 点 最大 20 点
スケジュール (①)	・市との連携や LED 化の期間を想定した具体的なスケジュールを設定しているか。 ・認証期間延長に関する提案はあるか。	10 点
クレジットの販売等 (②)	・市が想定する対象照明灯数と関連した数値を示しているか。 ・クレジットの想定販売価格の妥当性はあるか。 ・クレジットの想定販売相手先に具体性及び実現性はあるか。	20 点
クレジットの販売収益の還元 (③)	・クレジットの販売収益の還元割合及び還元方法は市に有利なものとなっているか。	30 点
市民及び企業への情報発信等 (④⑤)	・市民や企業等に対する啓発に資する有益な情報発信に関する提案はあるか。 ・その他、市と連携するにあたり、具体的かつ優れた提案はあるか。	20 点
合計		100 点